

新 旧 対 照 表  
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 9 条—第 12 条)
- 第 4 章 入学、転学等(第 13 条—第 15 条)
- 第 5 章 費用徴収(第 16 条・第 17 条)
- 第 6 章 賞罰(第 18 条・第 19 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 20 条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 9 条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月文部科学省告示第 64 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 9 条—第 12 条)
- 第 4 章 入学、転学等(第 13 条—第 15 条)
- 第 5 章 費用徴収(第 16 条・第 17 条)
- 第 6 章 賞罰(第 18 条・第 19 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 20 条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 9 条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成 20 年 3 月文部科学省告示第 28 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。